

大分県報

平成二十九年
第二八六七号
三月二十八日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の名称変更……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の休止……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 土地改良法による換地処分（二件）……………三
- 道路区域の変更（三件）……………三
- 道路の供用開始（三件）……………四
- 兼用工作物の管理の方法……………五
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（三件）……………五
- 建設業の許可の取消し……………六
- 都市計画図書の縦覧……………八

○告示

大分県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広瀬 勝貞

平成二十九年三月二十八日

大分県報（告示）

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
別府駅前クリニック	医療法人メディ・キューブ	別府市北浜一丁目三一―二 三階	平二七・七・一
さかい内科医院	医療法人さかい内科医院	別府市大字鶴見二四九四―三	平二九・一・一
つねとみ内科胃腸科クリニック	医療法人つねとみクリニック	別府市大字北石垣一〇三六―七	平二八・一二・一
九州大病院別府病院	国立大学法人九州大学	別府市大字鶴見字鶴見原四五 四六	平二九・一・二六
ウエダ歯科	医療法人ウエダ歯科	○別府市大字鶴見二四九九―一	平二九・一・一
セント歯科	医療法人セント会	別府市上田の湯町二―三三三	ク
有限会社のぞみ調剤薬局別府店	有限会社のぞみ調剤薬局	別府市大字鶴見四三九五―一	平二九・二・一
ふるかわメディカルクリニック	医療法人聖信会	中津市豊田町六―四	平二九・一・一
中津市立中津市民病院（歯科）	中津市長	中津市大字下池永一七三	平二八・一〇・一
荒尾歯科医院	荒尾 宣昭	中津市丸山町九五―一	平二九・一・一
株式会社グローバル薬局	株式会社グローバル薬局	中津市中央町九四―一四	平二九・二・一
有限会社きたご調剤薬局みずほ支店	有限会社きたご調剤薬局	日田市本町七―五	平二七・七・一
わかみや薬局	株式会社隆成堂	日田市南元町二五九―二	平二九・一・一六
大分県勤労者医療生活協同組合佐伯診療所	大分県勤労者医療生活協同組合	佐伯市中の島一丁目一四―二	平二八・二・一七
こうへいクリニック	医療法人葉奈輝会	佐伯市大字池田字四畝田一九 八〇	平二八・一二・一

植田胃腸科内科医院	医療法人孔徳会	臼杵市大字臼杵二一〇七一 七一六	平二九・二・一
陶山齒科医院	陶山直昭	臼杵市唐人町六七七一	平二九・一・一
ゆう調剤薬局白杵店	株式会社ソメヤ	臼杵市大字江無田字柵ヶ迫一 五三八一六	平二九・二・一
ファン薬局長湯店	株式会社ファン メディカル	竹田市直入町大字長湯七九八 二一九	平二八・一二・一
伊藤小児科循環器科 医院	医療法人伊藤小 児科循環器科医 院	杵築市大字杵築六六五	平二九・二・一
高崎皮フ科クリニック	医療法人宇水会	宇佐市大字辛島二五	平二九・一・一
佐藤レディースクリ ニック	医療法人大神会	宇佐市大字上田一〇六〇一 二	〃
宇佐調剤薬局	有限会社エンド ル・ウエガキ薬 局	宇佐市大字和氣一六九一三	〃
辛島調剤薬局	株式会社博愛中 井調剤薬局	宇佐市辛島二九一二	〃
羽田齒科医院	清國祐紀	豊後大野市三重町赤嶺字塚田 二九七一六	平二八・八・一六
けやき薬局	株式会社そーり ん	豊後大野市三重町小坂四一〇 九一六七	平二八・九・一
庄内調剤薬局	有限会社河野調 剤	由布市庄内町大龍二三五六一 二	平二九・二・一六
堀田医院	医療法人堀田医 院	国東市国見町伊美二六四一 一	平二九・二・一

大分県告示第百九十号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。
平成二十九年三月二十八日

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後	大分県知事 広瀬勝貞	平二八・八・一
一燈園老人訪問看護ステーション	一燈園訪問看護ステーション		
		別府市石垣東三丁目七二六	

大分県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。
平成二十九年三月二十八日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
大分県知事 広瀬勝貞			
亀川サンクリニック	社会福祉法人太陽の家	別府市内竈一三九三一二	平二九・一・二六
別府ケアナーシング	日本ケア・テック株式会社	別府市亀川四の湯二区一―五	平二九・一・三一
山上医院	山上靖史	中津市大字大貞三六六一四二	平二九・一・一
前尾胃腸科	前尾征吾	臼杵市大字市浜一二〇七	平二八・七・一
川崎診療所	特定医療法人瑞木会	速見郡日出町大字川崎五〇七 一三	〃

大分県告示第百九十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
医療法人財団親幸会 浜脇記念病院	医療法人財団親幸会	別府市浜脇二丁目二一五	平二八・八・三一
新森内科医院	新森 義信	別府市石垣東五丁目一―二五	平二八・七・二四
つねとみ内科胃腸科 クリニック	常富 亘人	別府市中須賀本町三組	平二八・一・三〇
釘宮整形外科リハビリ クリニック	釘宮 基泰	別府市鶴見九―四	平二八・五・三一
ウエダ歯科	上田 源	別府市大畑六組一	平二八・一・三一
セント歯科	首藤 謙一	別府市上田の湯町一二―三三	〃
トモエ薬局石垣店	蛭谷 美佐子	別府市石垣西一―三一四七	〃
医療法人佳徳会西内科 科医院	医療法人佳徳会 西内科医院	中津市一九一―四七	平二八・七・一
荒尾歯科医院	荒尾 明道	中津市丸山町九五―一	平二九・一・一
辛嶋歯科医院	辛嶋 崇	中津市豊田町二丁目四二七― 四	平二八・五・三一
さとう歯科医院	佐藤 裕子	中津市大字永添九八―一	平二八・一〇・三一
すみれ薬局	有限会社つちや 薬局	日田市石井町二丁目五七二― 八	平二八・八・一
杏和調剤薬局	黒川 一哉	日田市三本松一丁目六一五	平二八・七・三一
陶山歯科医院	陶山 直世	臼杵市唐人町六七七―一	平二八・一二・三一
長湯調剤薬局	有限会社河野調 剤	竹田市直入町大字長湯七九八 二―九	平二八・一・三〇

みずのえ呼吸器内科
クリニック

水之江 俊治
九 豊後高田市界字荒田三七九―

羽田歯科医院

清 國 祐 紀
豊後大野市三重町市場一二七

永井薬局

永井 教 義
由布市湯布院町川上三七三七

大分県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業米納地区一工区の換地処分をした。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業米納地区三工区の換地処分をした。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道東山庄	別府市大字東山字中畑前二六八六	前	三一・五 四・〇	一三八・五

内線	番六から 別府市大字東山字中畑前二六八六 番三まで	後	六三・九 〽三一・五	一三八・五
----	---------------------------------	---	---------------	-------

大分県告示第百九十六号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

一般国道二 一・二号	日田市大字花月字東代二〇二六番 一地从先から	前	六一・〇 〽二二・〇	三三三・〇
	日田市大字花月字東代二〇二六番 一地从先から	後	六四・二 〽一五・〇	三三三・〇

県道三重弥 生線	佐伯市本匠大字山部字受場ノ平二 七七〇番二地内	前	五・七 〽四・〇	一二六・〇
	佐伯市本匠大字山部字受場ノ平二 七七〇番一地内	後	一一・三 〽九・五	一二六・〇

県道八坂真 那井線	速見郡日出町大字真那井字神宮ノ 西三二八番一地从先から	前	一二・六 〽五・四	五〇・四
	速見郡日出町大字真那井字神宮ノ 西三一八番一地从先まで	後	一五・〇 〽九・〇	五〇・四

県道赤木吹 原佐伯線	佐伯市大字長谷字難谷一七〇七番 三地从先から	前	一一・〇 〽四・五	一五〇・〇
	佐伯市大字長谷字難谷一七六四番 地先まで	後		

佐伯市大字長谷字難谷一七〇七番 三から 佐伯市大字長谷字難谷一七六四番 地先まで	後	一二・〇 〽五・二	一五〇・〇
---------------------------------------------------	---	--------------	-------

大分県告示第百九十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

県道飯田高 原中村線	玖珠郡九重町大字町田字柿ノ木鈞 三七六七番二から	前	五三・〇 〽七・五	九六・〇
	玖珠郡九重町大字町田字柿ノ木鈞 三七六七番五まで	後	二六・〇 〽七・五	九六・〇

大分県告示第百九十八号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道東山庄内線	別府市大字東山字中畑前二六八六番六から 別府市大字東山字中畑前二六八六番三まで	平二九・三・二九

大分県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月二十八日

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二二二号

日田市大字花月字東代二〇二六番一地从から日田市大字花月字西ノ平一九四八番二まで

県道三重弥生線

佐伯市本匠大字山部字小津留二七九八番二から佐伯市本匠大字山部字小津留二八一七番五まで

県道八坂真那井線

速見郡日出町大字真那井字神宮ノ西三二二八番一地从から速見郡日出町大字真那井字神宮ノ西三二一八番一地从先まで

県道赤木吹原佐伯線

佐伯市大字長谷字難谷一七〇七番三から佐伯市大字長谷字難谷一七六四番地先まで

県道御泊奥江線

佐伯市宇目大字木浦内字皿内日平八一〇番四八から佐伯市宇目大字木浦内字皿内日平八一六番一四まで

大分県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道菅原戸畑線

玖珠郡玖珠町大字山浦字柳平六二一番四から玖珠郡玖珠町大字山浦字柳平六一八番六まで

平二九・三・二八

大分県告示第百二十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、次のとおり堤防と道路とに係る兼用工作物の管理の方法を定めた。
 平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 河川の名称

番匠川水系岡山川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

佐伯市大字木立字峠ノ鼻三番から佐伯市大字木立字角道六十三番四地先まで

四 管理を行う者の住所及び名称

佐伯市中村南町一番一号

五 道路管理者 佐伯市長 西 島 泰 義

六 管理の期間

平成二十九年三月二十八日から道路の存続する日まで

七 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 堤内地側の法面と堤外地側の路肩から一メートルまでの範囲内にあるものについての維持又は修繕

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成二十九年三月二十八日から道路の存続する日まで

大分県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市

計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・六十九号 片島松岡線

三 事業施行期間

変更前 平成二十四年五月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

変更後 平成二十四年五月十一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし



大分県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市

計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・九十七号 山ノ神備中線

三 事業施行期間

変更前 平成二十四年五月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで

変更後 平成二十四年五月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし



大分県告示第二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市

計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・九十九号 中島錦町線

三 事業施行期間

変更前 平成二十二年九月十七日から平成二十九年三月三十一日まで

変更後 平成二十二年九月十七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○ 公 告

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 処分をした年月日

別表のとおり

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、建設業の許可番号及び取消処

分に係る建設業の種類

別表のとおり

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項に基づく建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

別表に記載された建設業者から、建設業法第十二条の規定により、大分県知事に対し、建設業を廃止した旨の届出があった。
このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

別表

商号又は名称	主たる営業所の所在地	許可番号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
イシヅチ建設有限会社	大分市西新地1-1-40	大分県知事許可(般-27)第7423号	全部	平成29年2月2日
有限会社イシ建住宅	佐伯市城南町22-1	大分県知事許可(般-26)第12243号	同上	平成29年2月8日
有限会社今長組	宇佐市大字山下907-1	大分県知事許可(特-24)第2707号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成29年3月3日
有限会社姫野工務店	大分市大字佐賀関3054	大分県知事許可(般-28)第4016号	建築工事業	平成29年2月10日
株式会社装華	大分市西大道3-1-53	大分県知事許可(般-27)第9321号	大工工事業、内装工事業	平成29年1月30日
株式会社三花興業	日田市大字花月1643-3	大分県知事許可(般-27)第13165号	とび・土工工事業	平成29年2月20日

平成二十九年三月二十八日

大分県報（公告）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

大分都市計画道路 三・三・十一号萩原鬼崎線（大分市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課